

須賀川市議会 議長 殿

2025年4月3日

陳情書

陳情者 圓谷 年雄

住 所

連絡先

【件名】

2011年度（平成23年度）可決の、議員辞職勧告決議の憲法的問題に関する検証および是正措置を求める陳情。

【陳情の趣旨】

本陳情は、貴議会が2011年（平成23年）10月26日を初回とし、計4度にわたり可決した、私に対する一連の辞職勧告決議について、その内容および手続に、憲法第31条（適正手続）、第13条（人格権）、第14条（平等原則）、刑事訴訟法第336条（無罪の推定）に明白に違反する構造的問題が存在し、これが今日に至るまで13年以上にわたって放置されているという極めて深刻な人権侵害であることを指摘するものである。

さらに、当該辞職勧告決議に関連する議会事務局（市職員）の対応においても、憲法第99条の憲法尊重擁護義務が果たされなかつたことが強く疑われる。制度的に中立性を担保すべき事務局が、違憲行為を見逃し、何らの是正も試みなかつたことは、議会機構全体としての法的正統性に重大な疑義を生じさせるものである。

については、これらの点を踏まえ、下記に掲げる理由により、辞職勧告決議の内容とその経緯全体を憲法的観点から第三者機関により検証し、必要な是正・謝罪等の措置を講ずるよう強く要請する。

なお、本陳情は、憲法第12条が市民に保障する「自由および権利を保持するための責任と義務」に基づき、主権者としての当然の行動として行うものである。

【陳情事項】

1. 辞職勧告決議の内容および決議過程に対する憲法的検証、ならびに、当該刑事事件において本決議が与えた影響（捜査・公判・判決等への波及）について、第三者機関による独立的な調査・検証を実施し、その結果を公表すること。なお、仮に検証の結果、「影響はなかった」と結論づけるのであれば、それは制度上、影響が生じないように適切な遮断措置が講じられていたという立証が前提となる。とりわけ、刑事訴訟法第336条に基づく「無罪の推定」という根本原則に反する議会の断罪的意思表示が行われたことについては、いかなる理屈をもってしても正当化は困難であり、これを看過することはできない。そのため、単なる主観的評価や結論ありきの形式判断によって説明責任を回避し、因果関係の立証困難性を口実として責任を免れることは、憲法および国際人権規約（ICCPR第2条・第14条）の趣旨に照らしても許容されない。

2. 上記検証の結果に基づき、当該決議の撤回、ならびに関係者による謝罪・是正措置を講じること。

3. 今後、同様の辞職勧告決議を行うに際しては、適正手続・人権尊重・憲法遵守を前提とした判断基準および運用ガイドラインを明文化し、制度化すること。

【陳情の理由】

1. 適正手続の保障に対する違反（憲法第31条）

当該辞職勧告決議は、私が逮捕・勾留中であり、弁明や反論の機会を事实上一切持ち得なかった状況下において可決された。これは、議会が一方的に判断を下し、議員の身分・名誉・政治的信用に重大な影響を及ぼす制裁的行為を実施したことを意味する。

形式的には「勧告」にとどまるとしているが、その影響力や波及効果を考慮すれば、実質的には公権力による「処分」として機能しており、本人不在のまま不利益を与える決議を行った点で、明白に憲法第31条が定める適正手続の保障を欠いている。

適正手続の保障は、刑罰に限定されるものではなく、個人の権利・地位に重大な不利益を及ぼす公的意志表示全般に及ぶと解されており、これは憲法学における確立された理解である。しかも、起訴前であり、裁判も始まっていない段階で、議会が実質的な断罪を行ったことの違憲性は極めて明白である。

したがって、当該決議は、法的手続を経ることなく制裁的意志表示を加えたという点で、憲法秩序に対する重大な違反であり、議会の決議権限の逸脱と評価されるべきである。

2. 推定無罪原則・人格権の侵害（憲法第13条・第14条）

当該辞職勧告決議は、刑事責任が確定していない段階、すなわち私が逮捕・勾留中で起訴もされていない状況下において、議会が一方的に「議員としてふさわしくない」と断じたものである。この判断は、形式的には職務適格性に関する見解にとどまるように見えるが、実質的には私を犯罪者とみなす断罪的意思表示であり、刑事訴訟法第336条に定めら

れた「無罪の推定」原則に明確に反するものである。

当然、刑事責任の有無を最終的に確定できるのは、憲法第76条に定められた司法権に属する裁判所のみである。地方議会にそのような権限は存在せず、公判を経ずに議会が一方的に断罪的評価を下したこと自体が、司法の役割を侵す越権行為に等しい。

さらに、本決議は社会的に重大な影響を及ぼし、私の名誉、職業上の信用、政治的地位に深刻な損害をもたらした。これは明らかに、憲法第13条が保障する人格的尊厳および第14条に基づく平等取扱いの原則に反し、憲法秩序の根幹に抵触するものである。

3. 民意を無視する越権行為（憲法第93条・第15条）

憲法第93条第2項は、地方公共団体の議会の議員は「その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と明記しており、議員の任免権が住民固有の権利であることは明白である。地方議員は、市民による選挙という正当な手続で選ばれた存在であり、その進退を決める権限もまた、市民にのみ属する。

にもかかわらず、地方議会が、正当に選ばれた現職議員に対して、辞職を繰り返し勧告するという行為は、選挙で示された市民の意思を否定するものであり、明確に住民の選挙権および自治の意思決定を侵害する越権行為である。

特に、本件では、議会が辞職勧告決議を1回限りではなく、計4回にわたり繰り返し可決しており、これは制度的かつ政治的な圧力として機能した。

このような行為は、本来ならば選挙によってのみ決せられるべき議員の任免という最も根幹的な民意の領域に、議会多数派が制度外から干渉しようとするものであり、議会の自己抑制を逸脱した越権的行為に他ならない。

4. 社会的制裁としての効果と人権侵害の連鎖

本件辞職勧告決議は、形式上は「勧告」にすぎないとされているが、実質的には強い社会的制裁として作用し、議会による政治的断罪としての性質を有していた。

実際、当該決議を契機として報道機関による報道が過熱し、市民感情は急速に形成され、まるで「有罪」であるかのような前提のもとで世論が誘導されていった。

こうした世論と報道の動きは、やがて警察・検察の捜査活動にも影響を及ぼしたと考えられる。たとえば、警察における供述調書、検察官による検面調書においては、供述内容が段階的に変遷しており、いずれも当初とは異なる構成や文言が追加されている。その経過には、捜査機関による誘導の形跡が複数確認される。

このような変遷は、社会的圧力とそれに呼応した組織的対応の連鎖と無関係とは考えにくく、裁判所における判断においても、その空気が前提となっていた可能性は否定できない。

そもそも、刑事手続における捜査および裁判は、本来「合理的な疑いを超える証明」がなければ有罪とならないという原則（無罪推定）に基づいて運用されるべきものである

が、本件では、議会による「断罪的決議」が、制度全体に偏見と圧力を生じさせる出発点となっていた可能性がある。

その結果、憲法第32条が保障する「裁判を受ける権利」、すなわち公正な訴訟構造そのものが歪められたという疑惑が生じる。

このように、形式的には勧告にすぎない議会の決議が、実質的には重大な制裁効果を有し、その波及的影響が刑事手続全体に連鎖的な悪影響を及ぼした事実は、明白な人権侵害の構造的特徴を示している。

にもかかわらず、貴議会はその影響の重大性を認識することなく、またその後も是正措置を講じていない。この点において、制度としての責任が極めて重いことを、ここに強く指摘する。

5. 議会事務局の関与と憲法尊重擁護義務の不履行について

2011年（平成23年）12月頃、須賀川市内において、当時須賀川市議会議員であった菊池忠男氏が発起人代表を務める「圓谷年雄氏に対して議員辞職を促す会」名義の文書が、市内各所に配布された事実が確認されており、私自身、当該文書の現物を所持している。

この文書に使用された書体（楷書体）および印刷用紙の仕様は、当時、議会事務局から配布されていた議会資料と極めて類似しており、作成・印刷に際して議会事務局（市職員）が何らかの関与をしていた可能性について、私は当時から強い疑惑を抱いてきた。もちろん、私はその作成・配布の現場を直接目撃したわけではなく、それゆえ、個別の職員名を挙げて断定する意図はない。しかし、文書の体裁、配布範囲、市議会議員に提供されていた用紙の実情など、複数の状況証拠を総合すれば、議会事務局内で何らかの関与があった可能性を否定しきれないのではないか。

加えて、仮に当該文書の作成・配布に議会事務局が直接関与していなかったとしても、その文書が市内で広く配布されていた事実は、事務局として容易に把握し得る状況にあった。また、その内容は、刑事責任が確定する前の現職議員に対し断罪的な表現を行い、市民感情を有罪方向へと不当に誘導するものであった。このような文書の流布は、既に生じていた人権侵害を一層拡大させるものであり、社会全体に対して重大な影響を及ぼす結果となった。これにより、看過し得ない違憲的状況が新たに派生したと言わざるを得ない。そのような文書の存在を認識し得る立場にありながら、議会事務局が是正や注意喚起などの行動を一切取らなかったことは、憲法尊重擁護義務（憲法第99条）の観点から極めて深刻な不作為であり、制度の中立性と正当性を著しく損なうものである。

そもそも憲法第99条が課している「憲法尊重擁護義務」とは、単なる違憲行為の回避にとどまらず、違憲状態を認識した場合にはそれを是正する積極的義務をも含むと解されることは、憲法原理の当然の帰結として認知されている。さらに、当該辞職勧告決議自体についても、議会事務局職員は、その内容が憲法第31条（適正手続）および刑事訴訟法第

336条（無罪推定）に抵触する可能性を、日常的に議事運営を支える立場から認識し得たはずである。にもかかわらず、それを看過し、議会運営上の助言や是正措置も講じなかつたことは、憲法第99条に定められた「憲法尊重擁護義務」の観点から、重大な不作為と評価できる。仮に、当該決議が憲法第31条や刑事訴訟法336条に反する可能性すら認識できなかつたのだとすれば、それは法の支配を基礎とする立憲主義国家において、公的機関として決定的に不適格であることを意味する。法原理の初步的理解すら欠いたまま、人権侵害行為を犯し続けることになった議決を補助・進行していたとすれば、その制度的責任は看過できないほど深刻である。

地方公務員法および地方自治法のもとで、議会事務局職員は議事運営の実務を誠実に担ってきたことは承知している。しかし、下位法に忠実でありながら、この国における最高法規である憲法の、その憲法が保障している明白な人権の侵害や違憲状態に対して沈黙するという姿勢は、法秩序全体の理念を損なうものであり、職責の根本的矛盾を内包するものである。

したがって、当該文書の作成・配布に関する議会事務局他市としての関与についての事実関係の調査と、辞職勧告決議をめぐる憲法尊重擁護義務の履行状況について、今こそ貴議会および議会事務局としての説明責任を果たすべきである。

【結び】

以上のとおり、本件辞職勧告決議は、憲法に照らして到底看過できない重大な人権侵害を複合的に構成しており、違憲行為が何らの是正もなされずに13年以上放置され、救済措置が講じられていないこと自体が、構造的な人権侵害の継続状態である。

本件辞職勧告決議について、「人権侵害ではない」とする主張があるとすれば、貴議会は反対に問われなければならない。裁判権を有さない（憲法第76条）地方議会（地方自治法第96条・第100条）が、起訴前だった私に対して有罪を前提とした実質的な処罰的意思表示を行うことが、憲法上のどのような根拠に基づいて正当化されるのか。その説明責任は貴議会にある。

すでに陳情の理由で指摘したとおり、このような判断は、刑事訴訟法第336条が保障する「無罪の推定」原則に反するものであり、さらに憲法第31条に定められた適正手続を経ずに、対象者にとって不利益な議決を行った点において、法の恣意的運用として、憲法秩序に対する重大な違反である。地方議会といえども、議員としての名誉や政治的地位に実質的影響を与える行為を行う以上、憲法上の制約を免れることはできない。にもかかわらず、本件については、辞職勧告決議の可決からすでに13年以上が経過しており、憲法および国際人権法に違反した状態が、長期にわたり何ら是正されることなく放置されてきたという事実は、すでに二次的な人権侵害を構成する深刻な異常事態と評価されるべきである。

また、日本国が1979年に批准した「ICCPR・市民的及び政治的権利に関する国際規約」においては、第2条に「効果的な救済を受ける権利」、第14条に「公正な裁判を受ける権利」が明示されており、外務省見解によれば、国内のすべての公的機関が条約の遵守義務を負うことは、国際法上の信義に基づき当然であるとされる。さらには、憲法第98条第2項の規定により、これら条約は当然国内法としての効力を持ち、これを履行しないことは国際的信義にも反する。

加えて、貴議会は、議会会期中とはいえ、2011年（平成23年）10月26日、逮捕からわずか一週間という時点で、当該辞職勧告決議を可決した。このことは、貴議会が重大事項について、迅速に意思決定を行う能力と意志を有していることを示す明白な証左である。にもかかわらず、本件について「現在は会期外である」などの形式的理由により先延ばしを図ることは、明らかに合理性を欠く対応であり、憲政史上まれにみる深刻な違憲状態の長期放置という現状の異常性を正当化する根拠とはなり得ない。よって、必要があれば臨時会の開催も含めて、貴議会として迅速かつ真摯に対応されたい。なお、本陳情に対する、具体的な調査日程、担当責任者、調査方法、調査機関等方針について、遅くとも本書提出日より一週間以内に、文書により回答されたい。

さらに、手続き上、宛名を議長宛とせざるを得なかったが、現在の貴議会議長が、本件辞職勧告決議において賛成票を投じた議員の一人であるという事実は、貴議会による本陳情の審査にあたり、公正性への重大な懸念を生じさせるものである。このような利害関係者が審査に関与する事態は、以下の憲法上の要請に反する。

1. 憲法第31条（適正手続の保障）
2. 憲法第14条（法の下の平等）
3. 憲法第98条第2項（条約遵守義務）（特に、ICCPR第14条に基づく「中立的機関による審査を受ける権利」に照らしても重大）

よって、本陳情の審査にあたっては、議長を含む当該決議に直接関与した議員を除外し、中立的な立場からの審査体制を速やかに整備されたい。

本節冒頭で述べたとおり、これ以上の先延ばしや形式的処理は、同一の議会行為に対する対応として著しい不均衡が生じるため、憲法第14条の平等原則に照らしても正当化されない。さらには、憲法、条約上の義務に明確に反するものであり、多年にわたる違憲状態の放置と黙認によって、貴議会がその恒常化を招いた責任は、もはや免れ得ないことを、ここに厳正に申し添える。

最後に、本件に関しては、憲法上の問題とは別に、行政法の基本原則（法律の優位および法律の留保）に照らしても重大な問題があることから、別添の参考資料「法律の優位の原則および法律の留保の原則から見た憲法的問題点」を併せて提出する。

以上。